

競技規則・第4部 混成競技

TR 39. 混成競技

男子：一般・U20およびU18（五種競技・十種競技）

39.1 五種競技は5種目からなり、1日で次の順序で行う。

走幅跳、やり投、200 m、円盤投、1,500 m

39.2 男子の十種競技は10種目からなり、連続する48時間以内で次の順序で行う。

第1日 100 m、走幅跳、砲丸投、走高跳、400 m

第2日 110 mハードル、円盤投、棒高跳、やり投、1,500 m

女子：一般及およびU20（七種競技・十種競技）

39.3 七種競技は7種目からなり、連続する48時間以内で次の順序で行う。

第1日 100 mハードル、走高跳、砲丸投、200 m

第2日 走幅跳、やり投、800 m

39.4 女子の十種競技は10種目からなり、連続する48時間以内でTR39.2に定められた順序、または次の順序で行う。

第1日 100 m、円盤投、棒高跳、やり投、400 m

第2日 100 mハードル、走幅跳、砲丸投、走高跳、1,500 m

女子U18（七種競技のみ）

39.5 U18の女子七種競技は7種目からなり、連続する48時間以内で次の順序で行う。

第1日 100 mハードル、走高跳、砲丸投、200 m

第2日 走幅跳、やり投、800 m

総 則

39.6 混成競技審判長の裁量により、一つの種目の終了時から次の種目の開始時までの間に可能な限り、全ての競技者が少なくとも30分の時間を取れるようにしなければならない。できれば1日目の最終種目終了時刻と2日目の最初の種目の開始時刻との間は、少なくとも10時間の間隔をあけるようにする。

TR 39

日本陸上競技連盟競技規則／競技規則・第4部 混成競技

最短30分とは、前の種目で最後のレースまたは試技が終了してから次の種目の最初のレースまたは試技の開始までの実際の時間として計算される。従って、競技者が1つの種目の終了から次の種目のウォーミングアップに直接行くことは可能であり、珍しいことではない。そのため30分には、1つの競技場所から別の競技場所への移動およびウォーミングアップの時間が実質的含まれている。特別なケース（例外的な気象条件など）を除いて、混成競技が実施される日数の変更は許可されない。そのような変更の決定は、各事案の特定の状況ごとに、技術代表およびまたは審判長が判断する。しかし、何らかの理由により競技が TR39 または TR53 に定めるよりも長い期間で開催された場合、混成競技の記録（合計点数）は公認されない。

- 39.7 混成競技のそれぞれの種目における組合せは、最終種目を例外として、前もって決められた期間中にそれぞれの個別種目で達成した成績が同程度の競技者が同じ組または同じグループになるように、主催者または混成競技審判長が決める。各組または各グループは5人以上の競技者が望ましく、3人未満にしないようにする。競技種目のタイムテーブルのために事前にこの組合せができない場合には、次の種目の組合せは競技者が前の種目が終了した時点で決める。
- 混成競技の最終種目における組合せは、最終組にそれまでの得点合計上位者が含まれるように編成する。
- 主催者または混成競技審判長が必要と考える時は、組の再編成をすることができる。

〔国内〕

最終種目を例外として、各種目の組合せ（組またはグループ）は主催者が競技者の成績で決め、プログラムに記載することを原則とする。

〔参照 TR25.5〕

〔国際〕

最終種目を例外として、各種目の組合せ（組またはグループ）は技術代表または混成競技審判長が決める。

- 39.8 各種目については次の特例を除いて本競技規則を適用する。

- 39.8.1 走幅跳と投てきの各種目では各競技者は3回だけの試技

が許される。

39.8.2 写真判定装置が利用できない場合は、各競技者の時間は3人の計時員が独立して計時する。

39.8.3 トラック種目において、1レースで1回目の不正スタートの責任がある競技者は、失格することではなく許される。そのレースで2回目以降の不正スタートの責任がある競技者は、スターターにより失格させられる。

〔参照 TR16.8〕

39.8.4 〔国際〕混成競技のバーの上げ方は競技会全体を通じて一律に走高跳で3cm、棒高跳で10cmとしなければならない。

39.8.5 混成競技での最終種目のスタートの並び順やレーン順は、〔国際〕技術代表または混成審判長が望ましいと判断したとおりに決めることができる。それ以外の種目の試技順やレーン順は抽選によって決める。

39.9 トラック種目の計時は種目ごとに、ただ一つの計時方法を適用する。但し、世界記録申請のためには写真判定システムを使用しなければならない。

TR19.1.1および19.1.2に規定されている2つの計時システムがこの目的のために認識されている。

例えば写真判定の誤作動があり、いくつかの組には使用できたものの全てではない場合、2つのシステム、手動と写真判定のポイントスコアを直接比較することは不可能である。

TR39.9には競技会における単独種目ごとに1つの計時システムのみが適用されるとあるので、異なる計時システムが用いられた場合、全ての競技者のポイントは手動計時用の混成競技採点表を使用して、ポイントを決定する。

他の種目で全ての競技者が写真判定で計時できた場合、その種目は写真判定用の混成競技採点表を使用してポイントを決定することができる。

39.10 いかなる競技者も、混成競技において1種目でもスタートしなかったか、また1回も試技をしなかった時は、それ以降の

種目に参加することは許されず、競技を棄権したものとみなされる。従って、その競技者は最終順位には加えられない。混成競技から棄権しようとする競技者は、直ちに混成競技審判長に申し出なければならない。

- 39.11 競技が行われる時点で有効な混成競技採点表による各種目の得点と、それまでの合計得点を各種目の終了後に発表しなければならない。競技者は獲得した総得点によって順位を付ける。

若い年齢層での競技では、障害物や投てき物の高さや重さといった仕様が異なっている場合でも、同じ混成競技採点表が各種目に使用される。

トラック種目またはフィールド種目のいずれの記録のポイントも、該当する表に記載されている。多くの場合、全ての時間または距離が表に掲載されているわけではない。このような場合は、近接する低い記録のポイントを使用する必要がある。

例：女性のやり投の場合、45.82m の距離でポイント（点数）は表示されていない。表に記載されている近距離は 45.78m で、779 ポイントとなる。

- 39.12 ガンダーセン方式（または類似の方式）を用いて混成競技の最終種目のスタートを行う場合には、それに合わせて適用する競技規則を特別に設けなければならない。

〔注釈〕

ガンダーセン方式：得点差に応じて時差スタートさせる方式。

同得点

- 39.13 競技会でどの順位についても二人以上の競技者が同じ得点を取った場合は、同成績とする。

〔国内〕

高等学校および中学校の正式の競技会における混成競技

（高等学校）

1. 男子は八種競技、女子は七種競技とする。

2. 男子の八種競技は8種目からなり、連続する2日間で次の順序で行うこととし、TR39.6以下の規定を準用する。
 - 第1日 100 m、走幅跳、砲丸投(6 kg)、400 m
 - 第2日 110 mハードル、やり投、走高跳、1,500 m
3. 女子の七種競技は、TR39の規定に基づいて行う。
4. 各種目の得点は混成競技採点表による。

(中学校)

1. 男子、女子とも四種競技とする。
2. 四種競技は4種目からなり、1日あるいは連続する2日間で次の順序で行うこととし、TR39.6以下の規定を適用または準用する。

<1日で実施>

男子 110 mハードル、砲丸投(4 kg※)、走高跳、400 m
(※単独種目の砲丸重量とは異なる)

女子 100 mハードル、走高跳、砲丸投(2 kg 721)、200 m

<2日間で実施>

男子 第1日 110 mハードル、砲丸投(4 kg※)
(※単独種目の砲丸重量とは異なる)

第2日 走高跳、400 m

女子 第1日 100 mハードル、走高跳

第2日 砲丸投(2 kg 721)、200 m

3. 各種目の得点は混成競技採点表による。